

■住民税と所得税の人的控除差について

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差（例参照）があります。

したがって、同じ収入金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうこととなります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税

(例) 住民税と所得税の人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

■住宅ローン減税について

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。申請の方法は、詳細が分かりしだいお知らせします。

■定率減税について

平成19年度より住民税所得割額に係る定率による税額控除の額が廃止されます。（平成18年度所得割額の7.5%相当額で上限2万円）

■高齢者非課税措置について

住民税の非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成19年度は3分の2を課税、平成20年度以降は全額課税になります。

■地震保険料控除について

平成20年度分の住民税から地震保険料控除が創設されます。（地震保険料の2分の1控除、上限2万5,000円）

■住民税の納税方法は？

・サラリーマン（給与所得者）の場合
1年分を毎年6月から翌年5月までの12か月に分けて勤務されている会社などが毎月の給与から天引き（特別徴収）しています。給与明細などで一度確認してみてください。

・年金所得者・事業所得者などの場合
市から各個人あてに直接郵送される納付書（普通徴収）により、通常6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて納税していただきます。（口座振替により納めることも可能です）



新築・増築家屋の調査にご協力を



平成19年1月2日から平成20年1月1日までに家屋を新築または増築すると、平成20年度から固定資産税と都市計画税（市街化区域のみ）が課税されます。

この課税の基礎となる家屋調査に、市役所税務グループの職員が訪問します。

家屋調査は、実際に家屋の内部などを確認させていただきます。税務グループから事前に連絡をします。新築・増築などをされた方は、調査にご協力をお願いします。

また、調査に다가職員は必ず固定資産評価補助員証を携帯しています。不審に思われたときは提示を求めて確認してください。

問合せ先

市役所税務グループ

☎ 52-11111（内線244・245・258）